

甲府市福祉センターの5施設の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月9日

甲府市長 樋口雄一

## 1 指定管理を公募する施設の概要

### (1) 施設名称及び所在地

- ア 甲府市 山宮福祉センター（甲府市 山宮町383番地の1）
- イ 甲府市 貢川福祉センター（甲府市 徳行3丁目12番1号）
- ウ 甲府市 相川福祉センター（甲府市 古府中町6019番地）
- エ 甲府市 相生福祉センター（甲府市 相生2丁目17番1号）
- オ 甲府市 玉諸福祉センター（甲府市 向町568番地）

※上記5施設を一括し、募集する。

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。（5年間）

## 3 指定管理者が行う業務、及び管理運営の基準

甲府市福祉センターの5施設に係る募集要項及び業務仕様書のとおり。

## 4 申請資格要件等

### (1) 申請できる者

ア 応募申請者（以下「申請者」という。）は、法人及び法人格を持たない団体（以下「事業者」という。）とする。

イ 申請者は、甲府市内に主たる事業所を有する者とする。

ウ 申請者は、令和5年4月1日現在において、3年間以上の社会福祉に関する事業の実績を有する者とする。

エ 申請者は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている者に限る。

(2) 申請資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 本市の指名停止を受けていないこと。

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していること。

カ 次に該当しない者

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員。
- 国税及び地方税に滞納がある者。

## 5 手続き等

(1) 本手続きに関する募集要項、業務仕様書、申請書類等の配布は次の通りとする。

配布期間：令和5年8月9日（水）～9月8日（金）

※土日祝日除く 9：00～16：00

配布場所：甲府市役所 本庁舎3階 福祉保健部 福祉保健総室 総務課

(2) 各申請書類の提出期限及び提出先等については、募集要項を参照すること。

## 6 連絡先

福祉保健部 福祉保健総室 総務課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎 3階

TEL 055-237-5457

FAX 055-228-4889

E-mail [hukusissm@city.kofu.lg.jp](mailto:hukusissm@city.kofu.lg.jp)